

各種認可申請の添付書類一覧(令和7年4月1日時点)

	定款・寄附行為変更認可申請												管理 者 理 事 特 例 認 可 申 請	理 事 長 選 任 特 例 認 可 申 請	解 散 認 可 申 請	押 印 の 要 否 ※	備 考
	含 む 新 規 診 療 所 開 設 (移 転 を	既 存 診 療 所 拡 張	既 存 診 療 所 廃 止	附 帯 業 務 の 開 設	附 帯 業 務 の 廃 止	法 人 名 の 変 更	診 療 所 名 の 変 更	役 員 定 数 の 変 更	医 療 法 改 正 に 伴 う 条 文 の 変 更	会 計 年 度 の 変 更	持 分 有 り か ら 持 分 な し の 変 更	そ の 他 条 文 変 更					
申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	押印不要(R5.9.29以降に仮申請をする案件から適用)
新旧条文対照表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	社団医療法人(医療法改正対応)
																—	社団・経過措置型法人(持分あり)(医療法改正対応)
																—	財団医療法人(医療法改正対応)
新定款(寄附行為)の案文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	社団医療法人(医療法改正対応)
																—	社団・経過措置型法人(持分あり)(医療法改正対応)
																—	財団医療法人(医療法改正対応)
議事録(社員総会、理事会、評議員会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	押印が必要
解散理由書、残余財産の処分方法															○	—	
新診療所等の概要	○	○		○												—	R7様式改正あり
周辺の概略図	○	○		○												—	
平面図	○	○		○												—	
賃貸借契約書(覚書)の写し	○	○		○												—	
登記事項証明書(土地・建物)	○	○		○												—	法務局で取得すること
管理者就任承諾書	○															○	実印の押印が必要
医師(歯科医師)免許証の写し	○															—	
履歴書(注4)	○													○		○	実印の押印が必要。R7様式改正あり
新役員の役員就任承諾書(注4)	○															○	実印の押印が必要
印鑑登録証明書(注4)	○										○			○		—	区役所等で取得すること
事業計画	○	○		○												—	
借入をする場合は金銭消費貸借契約書の写し	○	○		○												—	
その他契約書の写し(注1)	○	○	△	○												—	
変更予算・予算書	○	○		○												—	
収入予算書・支出予算書(各施設毎)	○	○		○												—	作成に当たってはチェックリスト、記載例も御活用ください。
入院・外来収入内訳書、職員給与費内訳書(各施設毎)	○	○		○												—	
勘定科目内訳書(注2)	○	○		○											△	—	
登記事項証明書(医療法人)(注3)	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○	—	法務局で取得すること
認可されれば理事長に就任する旨の承諾書															△	○	実印の押印が必要
提出日時点の役員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	医療法人概要からの差替え資料。
該当する場合は出資(寄附)申込書、拠出申込書(基金拠出契約書等)	○	○		○							○					×	出資(寄附)申込書、拠出申込書
出資者名簿											○					△	基金拠出契約書は当事者間の押印不要の合意があれば無しでも可
出資持分の放棄申出書											○					○	
その他	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	個別対応

(注1)内装工事や医療機器等の見積書又は契約書の写し。
 医療施設等を個人開設から法人開設に変更する際に、個人から法人へ設備、医療機器等を引き継ぐ場合の契約書。
 既存診療所等の廃止については、他の医療法人等に事業譲渡する場合のみ添付が必要です。

(注2)直近の事業年度分。税務署に提出した様式。

(注3)履歴事項全部証明書。直近までの登記事項が全て登記されている必要があります。

(注4)原本を添付してください。(役員変更届に原本を添付する場合は、写しでも可)

「△」その他の書類についても、申請内容により追加で提出を求める場合があります。

※ 診療所の移転の場合は、「既存診療所廃止」及び「新規診療所開設」に該当しますが、共通する書類については、1部で構いません。

※ 各種証明書(登記事項証明書、印鑑登録証明書)は発行から3か月以内のものを添付してください。

※ 申請書(頭紙)の押印については、R5.9.29以降の事案について、押印不要の取り扱いに変更になっています。

※ 事業報告書等提出書一式の印刷添付は、R7.4.1以降の受付分から不要としますが、最新の会計年度分の提出状況やその記載内容について、担当者から適宜確認・指導がありますのでご対応願います。

※ 医療法改正に伴う条文の変更について、従来は現行定款の印刷添付を求めていましたが、R7.4.1以降の受付分から提出不要とします。